

8 救急・医療に関する資料

[保健福祉部保健医療福祉課]

8.1 郡市医師会事務所等所在地

郡市医師会等名	電話・FAX	住 所
鹿児島市医師会	電話:099-226-3737 FAX:099-225-6099	〒892-0846 鹿児島市加治屋町3-10
川内市医師会	電話:0996-23-4612 FAX:0996-20-2647	〒895-0076 薩摩川内市大小路町70-26
鹿屋市医師会	電話:0994-43-4757 FAX:0994-44-3542	〒893-0064 鹿屋市西原3-7-39
枕崎市医師会	電話:0993-72-5059 FAX:0993-72-9223	〒898-0062 枕崎市寿町102-1
いちき串木野市医師会	電話:0996-32-7955 FAX:0996-32-9334	〒896-0016 いちき串木野市桜町38
伊佐市医師会	電話:0995-22-0589 FAX:0995-22-6659	〒895-2521 伊佐市大口鳥巢450
指宿医師会	電話:0993-34-2820 FAX:0993-34-2822	〒891-0504 指宿市山川新生町35番
南薩医師会	電話:0993-53-6062 FAX:0993-53-6060	〒897-0001 南さつま市加世田村原1-3-13
日置市医師会	電話:099-273-6669 FAX:099-273-4140	〒899-2503 日置市伊集院町妙円寺1-72-10
薩摩郡医師会	電話:0996-53-0326 FAX:0996-52-1609	〒895-1813 薩摩郡さつま町轟町510
出水郡医師会	電話:0996-63-0646 FAX:0996-62-6336	〒899-0202 出水市昭和町18-18
姪良地区医師会	電話:0995-42-1205 FAX:0995-43-2044	〒899-5106 霧島市隼人町内山田1-6-62
曾於医師会	電話:0994-82-4893 FAX:0994-82-4894	〒899-8212 曾於市大隅町月野894
肝属郡医師会	電話:0994-22-3111 FAX:0994-22-3110	〒893-2301 肝属郡錦江町神川135-3
肝属東部医師会	電話:0994-65-0099 FAX:0994-65-0428	〒893-1207 肝属郡肝付町新富470-1
熊本地区医師会	電話:0997-23-2548 FAX:0997-23-1031	〒891-3112 西之表市栄町2
大島郡医師会	電話:0997-52-0598 FAX:0997-54-0597	〒894-0035 奄美市名瀬塩浜町3-10
鹿児島大学医学部	電話:099-275-6902 FAX:099-275-0039	〒890-0075 鹿児島市桜ヶ丘8-35-1

8. 2 災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書

〔保健福祉部薬務課〕

災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）と鹿児島県医薬品卸業協会（以下「乙」という。）の間に災害救助に必要な医薬品等の確保に関し、次のとおり協定する。

（要 請）

第1 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、医薬品等を確保する必要があると認めるときは、乙又は乙に加盟する協会員（以下「乙等」という。）に対し、その保有する医薬品等の供給を要請することができる。

（供給医薬品等の範囲）

第2 乙等は、甲から要請のあった医薬品等について、その保有する範囲内において供給に応ずるとともに、要請に満たないときは、直ちに供給体制を整えるものとする。

（要請の方法）

第3 第1の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあつては、乙等は甲（薬務課長とする。）の意思を確認の上、第4の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙等の措置）

第4 第1の要請を受けたときは、乙等はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を第3の2に掲げる者に連絡するものとする。

（引渡し）

第5 医薬品等の引渡場所、時刻等については、甲が指定するものとし、甲の職員又は甲の指定する者が医薬品等を確認の上、引き取るものとする。

（価 格）

第6 医薬品等の価格は、災害発生前の平常時において通常取り引きされている価格とする。ただし、災害発生後において、乙等の仕入れ価格又は乙等の負担に係る運搬等の流通経費が著しく変動した場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（代金の支払い）

第7 甲は、引き取った医薬品等の代金を速やかに供給要請先に支払うものとする。

（協 議）

第8 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9 この協定は、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持する。

なお、鹿児島県と鹿児島県医薬品卸業協同組合が平成8年6月25日に締結した「災害救助に必要な医薬品等の確保に関する協定書」については、本協定の締結をもって廃止する。

令和 6年 5月31日

甲 鹿 児 島 県 知 事 塩田 康一

乙 鹿児島県医薬品卸業協会会長 荒田 賢一

8. 3 災害救助に必要な医療用資機材等の確保に関する協定書 〔保健福祉部薬務課〕

災害救助に必要な医療用資機材等の確保に関する協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）と鹿児島県医療機器協会（以下「乙」という。）の間に災害救助に必要な医療用資機材等の確保に関し、次のとおり協定する。

（要 請）

第1 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、医療用資機材等を確保する必要があると認めるときは、乙又は乙に加盟する協会員（以下「乙等」という。）に対し、その保有する医療用資機材等の供給を要請することができる。

（供給医療用資機材等の範囲）

第2 乙等は、甲から要請のあった医療用資機材等について、その保有する範囲内において供給に応ずるとともに、要請に満たないときは、直ちに供給体制を整えるものとする。

（要請の方法）

第3 第1の要請は文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請する時間がないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書の場合にあっては、乙等は甲（薬務課長とする。）の意思を確認の上、第4の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙等の措置）

第4 第1の要請を受けたときは、乙等はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を第3の2に掲げる者に連絡するものとする。

（引渡し）

第5 医療用資機材等の引渡場所、時刻等については、甲が指定するものとし、甲の職員又は甲の指定する者が医療用資機材等を確認の上、引き取るものとする。

（価 格）

第6 医療用資機材等の価格は、災害発生前の平常時において通常取り引きされている価格とする。ただし、災害発生後において、乙等の仕入れ価格又は乙等の負担に係る運搬等の流通経費が著しく変動した場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（代金の支払い）

第7 甲は、引き取った医療用資機材等の代金を速やかに供給要請先に支払うものとする。

（協 議）

第8 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9 この協定は、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保持する。

なお、鹿児島県と鹿児島県医科器械協会が平成8年9月24日に締結した「災害救助に必要な医療用資機材等の確保に関する協定書」については、本協定の締結をもって廃止する。

令和 6年 5月31日

甲 鹿児島県知事 塩田 康一

乙 鹿児島県医療機器協会
理事長 田島 章広

災害時の医療救護活動に関する協定

鹿児島県（以下「甲」という。）と公益社団法人鹿児島県薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、鹿児島県地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う医療救護活動等に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、災害時に乙に対し、薬剤師班の派遣を要請できるものとする。

2 乙は、災害時に薬剤師班を編成し、甲の指定した場所に速やかに派遣するものとする。

（薬剤師班の業務）

第3条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における医薬品等の供給、調剤及び服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け及び管理
- (3) 消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導
- (4) その他、甲と乙が双方に必要と認めた業務

（薬剤師班に対する指揮等）

第4条 薬剤師班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医薬品等の供給）

第5条 乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するもののほか、甲が供給する。

（調剤費）

第6条 救護所等における調剤費は、無料とする。

（体制整備）

第7条 乙は、災害時に迅速な対応が取れるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備を行うものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、災害時対応等について、平常時から必要な協議及び情報の交換を行うものとする。

（訓練）

第9条 甲及び乙は、災害時に備えた訓練を実施し、災害時に適切な対応ができるように努め

るものとする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 薬剤師班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

(細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に必要な細目は別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定は延長されるものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持する。

平成26年3月28日

甲 鹿児島県

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

乙 公益社団法人鹿児島県薬剤師会

会 長 内 野 悟

8. 5 災害救助に必要な医療ガス等の確保に関する協定書

〔保健福祉部業務課〕

災害救助に必要な医療ガス等の確保に関する協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会九州地域本部（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な医療ガス等の確保に関し、次のとおり協定する。

（総則）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）又は鹿児島県地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う医療救護活動等に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（供給要請）

第2条 甲は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、医療ガス等を確保する必要があると認めるときは、乙又は乙に加盟する協会員（以下「乙等」という。）に対し、保有する医療ガス等の供給を要請することができるものとする。

（医療ガス等の供給及び範囲）

第3条 乙等は、甲から要請のあった医薬ガス等について、その保有する範囲内において供給に応じるとともに、要請に満たないときは直ちに供給体制を整えるものとする。

2 この協定において、医療ガス等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 医療救護活動に必要となる医療ガス
- (2) 医療ガスの使用に必要となる資機材等
- (3) その他、医療救護活動に必要な物品で、甲が指定する物

（要請の方法）

第4条 甲は、第2条の規定により要請する場合は文書によるものとする。ただし、緊急を要し、これによることができない場合は、電話等により要請を行い、事後において、速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく乙等の措置）

第5条 第2条の要請を受けたときは、乙等はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（医療ガス等の引渡し）

第6条 医療ガス等の供給場所、時刻、配送方法等については、甲が指定するものとし、甲の職員又は甲の指定するものが医療ガス等の品目及び数量を確認し、これを引き取るものとする。

（医療ガスを使用する施設の安全確認）

第7条 医療ガスを使用する施設の安全性を確認する必要があると甲が認めるときは、乙は、その施設の安全性について助言するものとする。

（費用負担）

第8条 甲の要請により、乙が供給した医療ガス等に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 医療ガス等の価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

(損害補償)

第9条 第2条の要請において、第3条に規定するにおける業務の範囲で乙の責によらない人的損害が乙に発生した場合、甲は、「災害応急措置の業務従事者に係る損害補償に関する条例」(昭和37年鹿児島県条例47号)により乙の損害を補償するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(その他)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場合は、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は更新され、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持する。

平成26年5月30日

甲 鹿児島市鴨池新町10-1
鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町3-1-10
一般社団法人日本産業・医療ガス協会九州地域本部
医療ガス部門
本部長 岩切 充弘

8. 6 災害時の医療救護活動に関する協定書

〔くらし保健福祉部保健医療福祉課〕

災害時の医療救護活動に関する協定

鹿児島県（以下「甲」という。）と公益社団法人鹿児島県医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、鹿児島県地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

（JMAT鹿児島島の派遣）

第2条 甲は、鹿児島県地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する上で、必要があると認めた場合は、乙に対し、JMAT鹿児島島の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちにJMAT鹿児島島を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前にJMAT鹿児島島を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙のJMAT鹿児島島は、甲の要請に基づくJMAT鹿児島島とみなすものとする。

（医療救護計画）

第3条 乙は、前条に定める医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を作成し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) JMAT鹿児島島の編成計画
- (2) JMAT鹿児島島の活動計画
- (3) 郡市医師会と関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮系統
- (5) 医薬品、医療資機材等の備蓄
- (6) その他必要な事項

（JMAT鹿児島島の業務）

第4条 乙が派遣するJMAT鹿児島島は、甲又は市町村が避難所、避難場所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 JMAT鹿児島島の業務は、次のとおりとする。

- (1) トリアージ
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (3) 医療機関への搬送の可否の判断及び搬送順位の決定
- (4) 被災者の死亡の確認及び死体の検案
- (5) その他状況に応じた処置

(JMAT鹿児島に対する指揮)

第5条 乙が派遣するJMAT鹿児島に対する指揮は、日本赤十字社鹿児島県支部医療救護班が派遣されている救護所にあつては同救護班が、その他の救護所にあつては甲が指定するものを行うものとする。

(JMAT鹿児島の輸送)

第6条 甲は、通常交通手段の確保が困難な場合は、JMAT鹿児島の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医療救護活動に係る関係機関の調整)

第7条 甲は、乙の派遣するJMAT鹿児島が効果的に医療救護活動を行えるよう医療救護関係機関の総合調整を行うものとする。

(医薬品等の供給)

第8条 乙が派遣するJMAT鹿児島が使用する医薬品等は、当該JMAT鹿児島が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(搬送医療機関の確保)

第9条 甲及び乙は、協力して災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関を確保するものとする。

(医療費)

第10条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(実費弁償等)

第11条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) JMAT鹿児島の派遣に要する経費

(2) JMAT鹿児島が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) JMAT鹿児島隊員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(細目)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも何らの意

志表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

なお、鹿児島県と公益社団法人鹿児島県医師会が平成19年5月14日に締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」については、本協定の締結をもって廃止する。

平成26年7月1日

甲 鹿 児 島 県 知 事 伊藤 祐一郎

乙 公益社団法人鹿児島県医師会会長 池田 琢哉

8. 7 災害時の歯科医療救護活動に関する協定

〔くらし保健福祉部保健医療福祉課〕

災害時の歯科医療救護活動に関する協定

鹿児島県(以下「甲」という。)と公益社団法人鹿児島県歯科医師会(以下「乙」という。)は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、鹿児島県地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(歯科医療救護班の派遣)

第2条 甲は、鹿児島県地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する上で、必要があると認めた場合は、乙に対し、歯科医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に歯科医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の歯科医療救護班は、甲の要請に基づく歯科医療救護班とみなすものとする。

(災害医療救護計画)

第3条 乙は、歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護班の編成、派遣その他歯科医療救護の実施に関し、以下の項目を内容とする災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(1)乙内部の歯科医療救護組織及び指揮命令系統

(2)各歯科医療救護組織の業務

(3)歯科医療救護活動の実施方法

ア 歯科診療所等の被災状況の把握、連絡体制、具体的応援要請、出動指令方式

イ 応援歯科医療救護班を含めた歯科医療救護班の現地指揮者

ウ 携帯医薬品、医療資器材等の内容

エ 歯科医療救護班の輸送体制

オ 訓練計画

カ その他必要な事項

2 乙は、災害医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の災害医療救護計画書を提出するものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第4条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲又は市町村が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、歯科医療救護を行うことを原則とする。

2 甲は、必要と認めた場合は、前項に規定する救護所のほか、被災地周辺の歯科医療救護活動が可能な医療機関に救護所を設置できる。

3 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1)歯科医療を要する傷病者に対する応急処置

(2)前号の傷病者の収容歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

(3)転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導並びに被災住民に対する歯科保健指導

(4)身元確認作業に関する協力

(歯科医療救護班に対する指揮命令等)

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙が派遣する歯科医療救護班の意見を尊重するものとする。

(歯科医療救護班の輸送)

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第8条 災害現場の救護所等における医療費は、無料とする。

2 後方での収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(研修及び訓練)

第9条 乙は、歯科医療救護に関する会員の研修に努めるとともに、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に協力するものとする。また、当該訓練の実施中に、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に必要な次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に必要な費用
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の医薬品等の実費
- (3) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要とした実費

(市町村及び市郡歯科医師会との調整)

第11条 甲は、災害対策基本法及び市町村地域防災計画等に基づき市町村が実施する歯科医療救護活動が、この協定に準じて市郡歯科医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、市町村に対して必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の歯科医療救護活動が円滑に実施されるよう、市郡歯科医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

(細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲及び乙が協議して定める。

(協議)

第13条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年3月28日

甲 鹿児島県

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

乙 公益社団法人鹿児島県歯科医師会

会 長 森原 久樹

災害時の看護支援活動に関する協定

鹿児島県（以下「甲」という。）と公益社団法人鹿児島県看護協会（以下「乙」という。）は、災害時における看護支援活動の協力に関し、以下のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、鹿児島県地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う看護支援活動に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（看護支援班の派遣）

第2条 甲は、災害時に乙に対し、主に災害支援ナースからなる看護支援班の派遣を要請できるものとする。

2 乙は、災害時に看護支援班を編成し、甲の指定した場所に、速やかに派遣するものとする。

（看護支援班の業務）

第3条 看護支援班の業務は次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者に対する応急処置及び看護業務
- (2) 避難所等における住民の健康相談及び健康管理業務
- (3) 被災住民に対する戸別訪問による健康相談業務
- (4) その他甲と乙双方が必要と認めた業務

（看護支援班に対する指揮等）

第4条 看護支援班に対する指揮命令及び支援活動に係る連絡調整は、甲の指定するものが行うものとする。

（体制整備）

第5条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、災害時対応等について平常時から必要な協議及び情報の交換に努めるものとする。

(訓練)

第7条 甲及び乙は、災害時に備えた訓練を実施し、災害時に適切な対応ができるように努めるものとする。

(費用弁償等)

第8条 甲の要請に基づき、乙が支援活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 看護支援班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 看護支援班が支援活動に従事する際に使用する資機材にかかる実費
- (3) 看護支援班員が支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であつて、この協定実施のために要したもの

(細目)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に必要な事項は別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年とする。

ただし、この協定の有効期間満了1か月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がない場合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間にこの協定は延長されるものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所有する。

なお、鹿児島県と公益社団法人鹿児島県看護協会が平成26年3月28日に締結した「災害時の健康相談等の支援活動に関する協定」については、本協定の締結をもって廃止する。

令和5年3月14日

甲 鹿児島県

鹿児島県知事 塩田 康一

乙 公益社団法人鹿児島県看護協会

会 長 八田 冷子

8. 9 空港医療救護活動に関する協定

〔土木部港湾空港課〕

空港医療救護活動に関する協定書

中種子町（以下「甲」という。）と社団法人種子島医師会（以下「乙」という。）は、種子島空港及びその周辺において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、種子島空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合に、甲、乙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、種子島空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合で、医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に対しその内容を通報するとともに、医療救護要員派遣要請区分（以下「要請区分」という。）に応じ、医師及び看護婦等の派遣又は待機の要請を行うものとする。

（医療救護要員の派遣及び待機）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

（医療救護要員の任務）

第4条 医療救護要員の任務は、次のとおりとする。

- （1）被災者の選別
- （2）傷病者に対する応急処置及び必要な医療処置
- （3）医療機関への搬送の要否及び順位の決定
- （4）死亡の確認

（医療の資器材等の提供）

第5条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

（消火救難訓練）

第6条 甲は、消火救難訓練を計画した場合は、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じ医師及び看護婦等の参加を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練の参加要請があった場合は、これに協力するものとする。

3 甲は、乙に対し、消火救難訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。

4 甲は、乙が第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合は、所定の訓練謝金を支給するものとする。

(費用負担)

第7条 医療救護活動に係る費用負担については、別途協議するものとする。

(災害補償)

第8条 医師又は看護婦等が医療救護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には、「空港救急医療従事者障害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な細目は、別に定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定の遂行に当たって疑義を生じた場合には、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成5年9月1日から平成6年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了日の翌日から更に1年間延長され、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成5年9月1日

甲 中種子町
町 長 日 高 實 昭

乙 種子島医師会
会 長 田 上 容 正

(注) その他、以下の通り空港医療救護活動に関する協定が締結されている。

- * 上屋久町と社団法人屋久島地区医師会
- * 笠利町と笠利町国民健康保険診療所
- * 笠利町と社団法人大島郡医師会
- * 喜界町と社団法人大島郡医師会
- * 天城町と社団法人大島郡医師会
- * 和泊町と社団法人大島郡医師会
- * 与論町とパナウル診療所、与論徳洲会病院

8. 10 トリアージ・タグの様式

1 大震災等大規模災害におけるトリアージ・タグの取扱いについて

- (1) 大震災等の広範囲の大規模災害で複数の救急救助関係機関が関わる場合に消防機関が使用するトリアージ・タグについては、次のとおりとする。

その使用及びレイアウトについては、別図のとおりとする。

① タグの形状及び寸法

23.2cm (縦) × 11cm (横) とする。

② タグの紙質

水に濡れても字が書けるなど丈夫な紙質とし、本体用紙はやや厚手のものとし、複写用紙は本紙用紙より薄手のものとする。

③ タグ用紙の枚数

3枚綴りとし、1枚目は「災害現場用」とし、2枚目は「搬送機関用」とし、3枚目の本体用紙は「収容医療機関用」とする。

④ タグの形式

モギリ式とし各モギリ片の幅は1.8cmとする。

⑤ タグに用いる色の区分

軽処置群を緑色(Ⅲ)、非緊急治療群を黄色(Ⅱ)、最優先治療群を赤色(Ⅰ)、死亡及び不処置群を黒色(0)とする。

モギリ片の色の順番は、外側から緑色、黄色、赤色、黒色の順で、それぞれ両面印刷とし、ローマ数字のみ記載し、模様や絵柄は記載しない。

⑥ 傷病者及び消防機関に係る記載項目

ア 氏名

イ 年齢

ウ 性別

エ 住所

オ 電話

カ タグのNo.

キ トリアージ実施月日・時刻

ク トリアージ実施者氏名

ケ 搬送機関名

コ 収容医療機関名

サ トリアージ実施場所

シ バイタルサイン

ス トリアージ区分

セ 特記事項

ソ 人体図

なお、前記アからオに関しては外国人の家族や本人が記載することも想定し、これらの項目については英語を併記する。

トリアージ・タグの具体的な記載内容例、記載要領等

記 載 項 目	記 載 内 容 例 及 び 記 載 要 領
氏名、年齢、性別、住所、電話	傷病者の同定に関する記載項目については、外国人の家族や本人が記載することも想定し、これらの項目については英語を併記する。(性別にあっては、○印を付ける。)
タグのNo. トリアージ実施月日・時刻 トリアージ実施者氏名 輸送機関名 収容医療機関名	担当機関の同定項目 [輸送機関名 (〇〇市消防本部〇〇救急隊) 収容医療機関名 (〇〇病院・診療所)]
トリアージ実施場所	トリアージを行った場所を記載する。 (災害発生現場・広域避難場所等の名称)
バイタルサイン	傷病者の意識、呼吸、脈拍、血圧について記載する。
トリアージ区分	軽処置群 (Ⅲ)、非緊急治療群 (Ⅱ)、最優先治療群 (Ⅰ)、 死亡及び不処置群 (Ⅰ) (モギリ部分と同じトリアージ区分に○印を付ける。)
特記事項	処置 (止血、気道確保、人口呼吸等) 及び搬送 (体位、保温等) 時に必要となる事項の他、傷病者の救出場所、服装等の特徴等必要となる事項を記載する。
人体図	負傷部位等必要となる事項を記載する。

(縦穴の直径は 3 mm)

一枚目

(災害現場用)

二枚目

(搬送機関用)

○

(災害現場用) -----> 二枚目は (搬送機関用) と記載

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施年月日・時刻 AM 月 日 PM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	
トリアージ実施場所			
バイタルサイン	意識	清明 覚醒している 刺激で覚醒する 刺激しても覚醒しない	
	呼吸	回/分、呼吸困難、無呼吸	
	脈拍	回/分、整、不整、触知せず	
	血圧	/ mmHg	
トリアージ区分		○ I II III	

11.0

1.8
6.2
16.0
8.0

三枚目

(収容医療機関用)

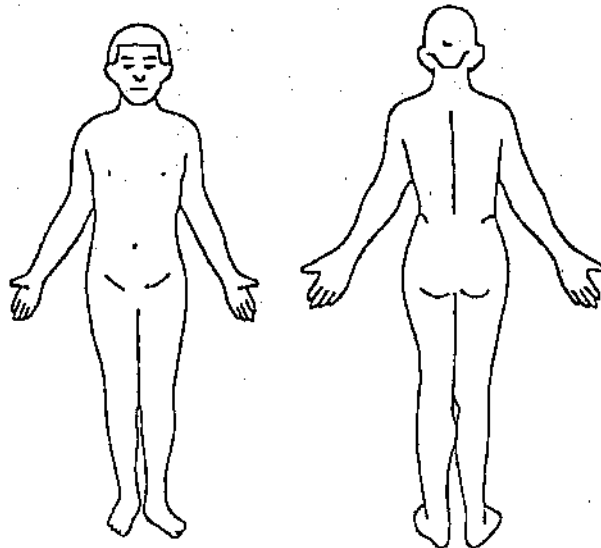
○				1.8		
(収容医療機関用)						
No	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)			
住所 (Address)		電話 (Phone)				
トリアージ実施年月日・時刻 AM 月 日 PM 時 分		トリアージ実施者氏名		6.2		
搬送機関名		収容医療機関名				
トリアージ実施場所				23.2		
バイタルサイン	意識	清明 刺激で覚醒する	覚醒している 刺激しても覚醒しない			
	呼吸	回/分、呼吸困難、無呼吸		8.0		
	脈拍	回/分、整、不整、触知せず				
	血圧	/ mmHg				
トリアージ区分		○	I	II	III	
		○	(黒)		1.8	
		I	(赤)		1.8	
		II	(黄)		1.8	
		III	(緑)		1.8	
11.0						

3 枚目裏

(収容医療機関用)

トリアージ・タグ

特記事項 (搬送・治療上特に留意すべき事項)



○ (黒)

I (赤)

II (黄)

III (緑)